

土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

- ・本県の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
- ・本県では、国土交通省の市販版を使用することとします。
- ・下記事項においては、佐賀県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ	留 意 事 項
<p>・ I-1-①-1</p>	<p>【文の一部読み替え】 1 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国土交通省直轄」となっているため、これを「佐賀県県土整備部（港湾事業等の海上工事等及び建築工事を除く）」と読み替える。 <p>【項目及び本文の削除】 2 基準の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の適用日については、佐賀県独自の取扱いがあるため、この項目を全て削除。
<p>・ I-1-②-2</p>	<p>【項目及び本文の削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(3)維持工事（複数年度の国債工事）」の請負工事費の構成について、本県の取扱いと違うため、この項目を全て削除。
<p>・ I-2-①-1 ～ I-2-①-2</p>	<p>【本文の一部削除】</p> <p>① 直接工事費 1 材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(2)価格」中の「入札時（入札書提出期限日）」を「公告時」と読み替える。 ・ 「(2)価格」中の「なお、設計単価は…」～「5) 価格変動が著しい場合…価格を採用する。」を削除。 <p>① 直接工事費 2 歩掛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「見積りの場合は、原則として…」～「なお、単価等に…によるものとする。」を削除。 <p>(材料費の単価決定要領が異なるため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価決定要領」による。
<p>・ I-2-①-4</p>	<p>【本文の一部訂正】 5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1) 諸雑費の定義」中の「…及び端数処理を兼ねて一括計上する」を削除し、「…のため計上する」とする。 (本県では諸雑費による端数処理をしていないため。) ・ 「2) 単価表」を全文削除。 ・ 「3) 内訳書」を、2) の削除に伴い3) を2) とする。

基準書ページ	留 意 事 項
<p>・ I-2-①-4</p>	<p>【本文の一部訂正】 5 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1)」の文章を削除し「単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。ただし、施工パッケージ単価表の単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げとする。」とする。 ・ 「3)」の土木工事標準単価については、文章を削除し、設計単価等決定要領「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価等決定要領」による。 <p>【本文の一部訂正】 6 注意事項 (1) 歩掛の中で率計上となっている諸経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべて削除し、「諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の煩雑さを避けるため率計上するものである。」とする。
<p>・ I-4-①-1 ～ I-4-⑥-2</p>	<p>【本文の一部削除】</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸経費の調整計算の方法の「総価契約単価合意方式における調整計算の方法」を全文削除 <p>③ 工事請負契約書第25条…～⑥ 請負代金の減額変更を請求する場合…を全文削除 (佐賀県の運用が異なるため)</p>
<p>・ I-5-①-1 ～ I-5-②-35</p>	<p>【第5章（数値基準等）をすべて削除。】 (数値基準が異なるため)</p>
<p>・ I-8-①-1 ～ I-8-①-2</p>	<p>【第8章（時間的制約を受ける公共工事の積算）をすべて削除。】 (積算方法が異なるため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「時間的制約を受ける工事の積算について」によること。 ※・ 令和2年7月10日付け建設技第932号「時間的制約を受ける工事の積算について（通知）」による。【土木工事積算資料に掲載】 ・ 農業土木、森林土木についても同様とする。
<p>・ I-13-①-1 ～ I-13-①-5</p>	<p>【第13章（総価契約単価合意方式）をすべて削除。】</p>
<p>・ 全体事項</p>	<p>【建設機械の排出ガス対策型の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書の第40節「環境対策」の表1-2及び表1-3に示す建設機械について、基準書に指定があるものはその基準とし、指定がないものは1次基準で運用することを基本とする。